

**新宮町高度無線環境整備推進事業  
【設計審査・施工監理業務】**

**事業者選考プロポーザル実施要項**

令和2年10月

福岡県糟屋郡新宮町

## 目次

|                 |   |
|-----------------|---|
| 1. 事業趣旨         | 1 |
| 2. 業務概要         | 1 |
| 3. 提案の審査及び契約の方法 | 1 |
| 4. 公募の実施者及び連絡先  | 1 |
| 5. 応募資格等        | 1 |
| 6. 手続き及びスケジュール  | 2 |
| 7. 優先交渉権者の選定    | 3 |
| 8. 事業者選定のポイント   | 4 |
| 9. 委託契約         | 4 |
| 10. 留意事項        | 4 |

## 1. 事業趣旨

新宮町(以下「本町」という。)にて実施を予定している新宮町高度無線環境整備推進事業(以下「本事業」という。)は、本町本土側～相島に光ファイバケーブルを敷設し、相島住民に対し、超高速ブロードバンドサービス等の提供を行い、高度無線環境の整備を行うものである。

光ファイバケーブルの敷設及び超高速ブロードバンドサービス等の提供にあたっては、電気通信事業者等の創意工夫を活かした整備を行うこととしている。

本事業は総務省の「高度無線環境整備推進事業」を活用して実施するものであり、補助事業が円滑かつ適正に遂行されるよう、本超高速ブロードバンド及び海底光ファイバケーブルに関する専門的な知識や実務経験を有する事業者の技術的な支援を受けることが必須の条件となる。

本要項は、本町にとって最適な事業者を選考するための実施方法を定めたものである。

## 2. 業務概要

(1)業務名：新宮町高度無線環境整備推進事業設計審査・施工監理業務

(2)業務内容：別紙「新宮町高度無線環境整備推進事業設計審査・施工監理業務仕様書」参照

(3)履行期間：契約締結の翌日から令和3年3月31日まで

ただし、契約締結後、事業終了までに完了することが見込めない場合は、本町と協議の上、事業期間を見直すことができるものとする。

(4)予算限度額：予算限度額は15,400,000円(消費税を含む)とし、提案価格が当該予算限度額を超えた場合は無効とする。なお、当該予算限度額は企画提案のために設定した金額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

## 3. 提案の審査及び契約の方法

民間事業者の高度な技術や専門的な知識を得ることにより効果的かつ効率的な設計審査及び施工監理を行うため、企画提案を広く募集し、本町で組織する選考委員会(以下「委員会」という。)において、提出された提案書等の審査を行い、最も優れた企画提案を行った者を当該事業の設計審査・施工監理業務委託契約の優先交渉権者とする。

なお、提案審査は、本整備事業全般についての認識と本業務の内容及び価格について行うものとする。

契約に際しては、提案の内容及び本町の意向について協議、調整を行い双方合意の上、随意契約による契約を行う。また、各契約書等に記載する項目の詳細は、優先交渉権者と協議の上決定するものとする。

## 4. 公募の実施者及び連絡先

(1)実施者：新宮町長

(2)連絡先：新宮町 政策経営課

福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1号

電話：092-962-0230

## 5. 応募資格等

次に掲げる要件を満たす法人又は複数の法人からなるコンソーシアムとする。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

(2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者でないこと。

(3)暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(4)本町での指名停止等の措置を受けていないこと。

(5)地方自治法、地方財政法、補助金適正化法及び新宮町契約規則による制約が課せられ、この様式による事務が要求され、責任義務等が生じる旨を了承できること。

- (6) 都道府県民税及び事業税を滞納していないこと。
- (7) 平成27年4月1日から令和2年3月31日の間に、国又は地方公共団体の発注する地域情報通信基盤整備に係る施工監理及び審査業務を履行した実績があること。
- (8) コンソーシアムで参加する場合は、以下の要件を満たしている必要がある。
  - ① 全ての構成員が上記の(1)から(6)の要件を満たしていること。
  - ② 構成員の1社以上が上記の(7)の要件を満たしていること。
  - ③ 各構成員の役割分担が明確であること。
  - ④ 構成員が、他のコンソーシアムの構成員として、又は単独で本公募手続に参加していないこと。
  - ⑤ コンソーシアムの代表企業は、当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤・管理能力を有することとし、当該委託業務終了後においても、コンソーシアムを代表して事業評価等に責任をもって対応することができること。

## 6. 手続き及びスケジュール

各期間の事務取扱については、新宮町の休日を定める条例(平成元年条例第17号)第1条に規定する町の休日を除き、新宮町の執務時間を定める規則に基づき、時間帯は午前8時30分から午後5時までとする。

- (1) 応募に係る各種様式、仕様書等の交付
  - ① 交付期間  
令和2年10月23日(金曜日)から同年10月30日(金曜日)まで
  - ② 交付場所  
新宮町ホームページにて掲載する。
- (2) 公募説明会  
実施しない。
- (3) 公募に関する質問
  - ① 提出方法  
質問書(様式1)については、電子メールによる質問のみ受け付けるものとする。なお、質問のメールを送付してから24時間以内(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く)に、受領確認の返信メールが届かない場合は、電話等による問い合わせを行うこと。
  - ② 提出期限  
令和2年11月2日(月曜日)午後5時まで
  - ③ 提出先  
新宮町役場 政策経営課  
kikaku@town.shingu.fukuoka.jp
  - ④ 回答方法  
質問の回答については、取りまとめたうえ、随時質問者及び提案参加申込書提出者全員に対し、電子メールで通知する。
  - ⑤ 問合せ先  
電話:092-962-0230
- (4) 提案参加申込書(様式2)の提出
  - ① 提出書類  
提案への参加を希望する者は、必要事項を記入のうえ以下のものを提出すること。  
ただし、令和2年度入札参加者資格を有する者は、オからキまでは省略することができる。  
ア 企業概要票(様式3)  
イ 同種の業務等の実績調書(様式4)及びそれを証明できる書類  
ウ コンソーシアム構成書(様式任意)※コンソーシアムの場合のみ  
エ 委任状(様式任意)※コンソーシアムの場合のみ  
オ 履歴事項全部証明書(写し)  
カ 直近2事業年度の決算書  
キ 直近1年間の都道府県民税及び事業税に滞納がないことを証する書類(写し)

- ②提出先  
新宮町 政策経営課  
〒811-0192 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜1-1-1
- ③提出方法  
上記提出先へ直接持参又は郵送等による。
- ④提出期限  
令和2年10月30日(金曜日)午後5時まで
- (5)参加資格審査結果通知  
参加資格審査は受付後随時行い、結果は審査終了後にメールにて事前には通知し、原本は郵送にて通知する。
- (6)企画提案書等の提出
  - ①提出書類
    - ア 提案書届出書(様式5)  
イ 新宮町高度無線環境整備推進事業設計審査・施工監理に関する提案書  
提案書の作成にあたっては、以下に従って作成すること。
      - ・ 企画提案書の形式  
A4サイズ縦置き・横書きを基本とする。  
ただし、図表等については必要に応じA3サイズ横置き・横書きも可とする。フォントサイズは基本10ポイント以上とする。なお、企画提案書の記載にあたっては、理解を容易にするために、イラスト、イメージ図等を使用しても構わない。
      - ・ 本業務の実施体制を記載すること。
      - ・ 本業務に資する新たな提案があれば記載すること。
    - ウ 見積書(消費税等を含む)
    - エ 事業実績
  - ②提出部数  
10部
  - ③提出期限  
令和2年11月9日(月曜日)午後5時まで。
  - ④提出方法  
(4)②提出先へ直接持参又は郵送等による。
  - ⑤その他
    - ・ 提出期限後の提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。
    - ・ 提案を辞退する場合は、「辞退届」(様式任意)を提出すること。なお、辞退届の提出があった場合でも、提出された書類は返却しない。

## 7. 優先交渉権者の選考

- (1)選考方法  
優先交渉権者は、委員会において選考し、詳細は別途通知する。  
なお、優先交渉権者の選定にあたっては、企画提案書に基づく提案内容のプレゼンテーション及び提案内容についてのヒアリング(質疑)による審査を実施する。
- (2)審査日程等  
提案内容のプレゼンテーション及び提案内容についてのヒアリングの日程等は概ね以下のとおりとし、詳細は別途通知する。
  - ①日時: 令和2年11月13日(金曜日)午後
  - ②場所: 新宮町役場内
  - ③時間: 参加者1者あたりの説明時間は20分、質疑時間は10分を予定
  - ④その他:
    - ア 審査会場の入室は3名までとする。
    - イ プレゼンテーションの内容は提出した企画提案書等の内容とし、追加提案の説明や追加

資料の配付は認めない。プロジェクター、スクリーンは本町で用意するが、パソコン等については参加者で用意すること。

ウ 正当な理由なく、審査に参加しなかった者の提案は無効とする。

エ 参加者が1社のみ場合は書類審査のみとし、プレゼンテーションを実施しない場合がある。

### (3) 結果の通知

優先交渉権者の選考は、令和2年11月13日(金)までに行い、参加者に対し、書面にて通知する。評価の内容、審査の経過については公表しない。また個別の問合せには応じない。

### (4) 審査対象外とする提案

次の①から④のいずれかに該当する提案は審査の対象から除外する。

① プロポーザルへの参加資格がない者からの提出された企画提案書

② 同一の提案者から提出された内容の異なる複数の企画提案書

③ 2(4)に示した予算限度額を上回る金額を記載した見積書

④ 定められた提出方法、提出場所、提出期限等に適合しない企画提案書

## 8. 事業者選考のポイント

(1) 本業務及び国の補助事業に対する理解度、取り組み姿勢

(2) 本業務に対する手順や内容が適切に示されているか

(3) 本業務に対して適切な追加提案がなされているか

(4) 適正な設計審査や施工監理体制が取られているか

(5) 本事業の実施に際し、本町との役割分担や連携が円滑に行うことができるか

## 9. 委託契約

(1) 本事業に係る委託契約は、選考された優先交渉権者と本町との間で、契約内容の協議を行い、契約を締結する。ただし、採択条件として企画提案書における事業計画、事業実施体制等及び積算の見直しを求めることがあり、本町と優先交渉権者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

なお、提出のあったいずれの企画内容も妥当でないと判断した場合は、再公募を行うことがある。また、コンソーシアムの場合は本町との契約までに各構成員間で協定締結し、その協定書を契約書に添付することとする。

(2) 契約締結予定時期

令和3年1月

(3) 契約金額

契約金額は、見積書に記載された金額を基に本町と優先交渉権者との間で協議の上決定する。

(4) 支払い

業務完了後、委託業務に要した経費を確認し支払いを行う。

(5) その他

総務省の補助事業である「高度無線環境整備推進事業」の活用を前提とした事業のため、契約及び事業開始は、交付決定を受けた後に実施する。

## 10. 留意事項

(1) 本委託業務のプロポーザルに係る手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

(2) 提出書類等の作成、その他質疑やプレゼンテーションへの出席等に要する費用は、提案者の負担とする。また、提出書類等は返却しない。

(3) 提出書類、審査内容、審査経過については公表しない。

(4) 委託期間中及び委託期間終了後の検査等において、委託業務の実施に関し経費の虚偽申告及び過大請求などによる不正受給又は事業内容で盗用といった不正行為等が発見された場合、本町は委託先に対し、委託費の一部若しくは全部の返還、新規契約の停止、委託先名及び不正内容の公表、刑事告訴等の厳しい措置をとる場合がある。